

公益財団法人茨城県サッカー協会第1種委員会規則

第1章 総 則

第1条 この規則は、「公益財団法人茨城県サッカー協会」（以下『本協会』という。）に所属する第1種委員会の事業に適用するものである。

第2条 この規則は、本協会定款第4条に基づく事業の遂行に必要な事項を定めたものである。

第3条 この規則は、本協会定款第35条2項に基づく第1種委員会（以下『本会』という。）の規則であり、本会の事業はすべて本協会の統括を受ける。

（目 的）

第4条 この規則は、本協会定款第3条の目的を達成するため、本会加盟チームの切磋琢磨により、茨城県におけるサッカーの水準向上を目指し、併せてサッカー競技の普及に努めるとともに、サッカーを通じて相互の親睦を深め、良き社会の形成者になることを目的とする。

（事 業）

第5条 本会は、前条の目的を達するため、本協会定款第4条に基づく事業を実施する。

事業の遂行は、本協会定款、本協会定款細則及び本協会支払に関する規定を遵守する。

（事務局）

第6条 本会の事務局は、事務局長宅とする。

第2章 組 織

（加盟登録団体等）

第7条 本会は、本協会加盟登録及び登録料に関する規程第2条に基づく団体等（第1種加盟登録チーム及び個人）で構成する。

（運営組織）

第8条 本会は、事業の運営、業務処理等を円滑かつ適切に実施するため、役員会及び各種専門・運営委員会を設置する。

第3章 役員等の選出

（委員長）

第9条 本会の委員長は、本協会定款細則第6条に基づき指名された者とする。

（委員会）

第10条 本会は、第1種登録チームより推薦された者及び、委員長が選任した者で役員会・委員会を構成する。

第11条 選出された役員は、委員長が委嘱する役職（別表「業務分掌」の本会の副委員長、事務局長、会計責任者、各種専門・運営委員会の責任者）とその責務を担うものとする。

第12条 本会の役員会は、本協会定款細則第11条に基づく事項を処理し、本協会定款第4条に基づく事業を円滑に運営・遂行する。

（各種専門・運営委員会）

第13条 本会の各種専門・運営委員会は、別表「業務分掌」のとおり設置する。各種専門・運営委員会は第11条で委嘱された各責任者が委員を選出し構成する。

第14条 本会の各種専門・運営委員会は、別表「業務分掌」のとおり所管する事項を実施する。

(チーム運営委員)

第15条 本会は、円滑な事業運営を図るため、第1種加盟登録チームは、それぞれチーム運営委員1名を選出する。

第16条 チーム運営委員は、自らのチームが参加する大会等において各種専門・運営委員会からの依頼・要請事項等に対して協力する。なお、チーム運営委員が職務遂行に支障ある場合は、当該チームはその都度代理者を設けるなどして、大会等の運営に支障がないようにしなければならない。

(任期)

第17条 本会の役員会及び各種専門・運営委員会の委員の任期は、本協会定款細則第7条に準拠する。

(解任)

第18条 本会の役員会の委員について本協会定款第25条に該当する場合は、当該委員の解任を役員会で審議し、その決定に従わなければならない。

第4章 会 議

(役員会)

第19条 本会の役員会は、委員長が必要の都度召集し、その議長を務める。委員長に事故あるときは、副委員長がこれにあたる。

第20条 役員会は、本協会理事会の決定に従い、本会の事業運営及び業務執行に係わるすべてを統括し、以下に示す事項について適切に処理する。また、委員長又は役員会の3分の1以上の委員が議決を必要と判断する議案については、役員会の3分の2以上の委員の出席がなければ議決することができない。ただし、当該議案の議決につき書面をもってあらかじめ意思を表示した委員は出席者とみなす。

議案は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

1. 本会の組織・運営体制に関する事項
2. 本規則及び本会の諸規程の作成・改廃に関する事項
3. 事業の計画・報告及び実施に関する事項
4. 予算案の作成、執行並びに決算に関する事項
5. 各種大会等の運営に関する事項
6. 賞罰の裁定に関する事項
7. 各種記録の確認並びに保存に関する事項
8. その他事業の運営、業務の執行に必要な事項

第21条 委員長は、緊急を要する事項について役員会に付議することが困難な場合は専決処理することができる。この場合は次の役員会に報告しなければならない。

第22条 役員会は、本協会理事会からの諮問について答申しなければならない。また、諮問を待たずして意見具申することができる。

第23条 役員会は、本協会定款細則第13条に基づき報告書類等を指定する期日までに本協会事務局に提出する。

(各種専門・運営委員会)

第24条 本会の各種専門・運営委員会の開催は、それぞれの責任者が招集する。また、役員会が必要と認めたときには遅滞なくこれを招集しなければならない。

第25条 各種専門・運営委員会の議長には、それぞれの責任者があたる。責任者に事故あるときは、予め責任者が指名した者がこれにあたる。

第26条 各種専門・運営委員会は、役員会の要請に基づき別表「業務分掌」の所管する事項を運営・

処理する。なお、必要に応じ運営要綱等を定め運営・処理する。

第 27 条 各種専門・運営委員会は、業務運営状況を適宜役員会に報告する。また、役員会から報告要請があった場合は速やかに対応しなければならない。

(総 会)

第 28 条 本会の総会を年 1 回開催する。総会の開催は委員長が招集する。ただし、委員長が必要ある場合は、これ以外に招集することができる。

第 29 条 総会は、第 1 種加盟登録チームの代表者又はそれに準ずる者 1 名が出席しなければならない。欠席した場合は、役員会は欠席理由の確認を行い、その理由が自然災害、公共乗車物の事故、交通事故等の不測の事態によるものである場合以外は、本会への加盟登録の意思が無いものとして取り扱う。

第 30 条 総会の内容は次のとおりとする。

1. 本会の役員等に関する事項（委員の推薦を含む）
2. 事業計画・報告及び実施に関する事項
3. 予算並びに決算に関する事項
4. その他必要な事項

第 5 章 会 計

第 31 条 本会の会計処理は、本協会定款などの諸規程に従い処理する。

第 32 条 本会の会計処理は、会計責任者が実施する。

第 33 条 本会の役員は、担当する役職の事業に係る予算書及び決算書を遅滞なく作成し、会計責任者へ提出する。

第 34 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日とする。

第 6 章 改 正

第 35 条 本規則の改正は、本協会理事会の承認を経て、これを行なう。

(付 則)

1. この規則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
3. この規則は、平成 26 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。

別表

業 務 分 掌

役 員 会

役 職	本会の事業等に係る業務分掌
委 員 長	<ul style="list-style-type: none">・本会の代表でかつ全ての業務を統括する。・協会対応及び対外対応に係わる全ての業務を統括する。
副 委 員 長	<ul style="list-style-type: none">・委員長に係る全ての業務を補佐する。・委員長事故ある時は、委員長を代行する。
事 務 局 長	<ul style="list-style-type: none">・渉外に係わる全ての業務を統括する。・記録に係わる全ての業務を統括する。・表彰に係わる全ての業務を統括する。・その他担当に属さない業務
会 計 責 任 者	<ul style="list-style-type: none">・会計に係わる全ての業務を統括する。
各 種 専 門・ 運 営 委 員 会 責 任 者	<ul style="list-style-type: none">・審判に係わる全ての業務を統括する。・技術に係わる全ての業務を統括する。・指導（国体）に係る全ての業務を統括する。・規律、フェアプレーに係わる全ての業務を統括する。・広報に係わる全ての業務を統括する。・協会事業部主催事業に係る全ての業務を統括する。・リーグ運営に係わる全ての業務を統括する。・県知杯大会に係わる全ての業務を統括する。・全国クラブチーム選手権大会に係わる全ての業務を統括する。・マスターズ運営に係る全ての業務を統括する。・学生運営に係る全ての業務を統括する。・自治体運営に係る全ての業務を統括する。

各 種 専 門 委 員 会

名 称	本会の事業等に係る業務分掌
審 判 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・本会が運営する試合への審判員の派遣手続き等に係る対応 ・協会審判委員会に係わる対応 ・ルール改正等の情報収集及びその周知 ・審判員の養成及び育成・指導
技 術 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・本会のサッカー技術の向上に係わる対応 ・協会技術委員会に係わる対応 ・国体成年チームの編成及び強化に係わる助成
技術(国体)委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・協会指導・普及委員会に係る対応 ・本会の指導・普及に係る対応 ・国体選抜チームに係わる対応
規 律 ・ フ ェ ア プ レ ー 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・本会が運営する試合における懲罰規則に沿った処置(審議、通知、報告) ・本会チームへの規律フェアプレーに係る指導、助言 ・トラブル処理記録の保管 ・協会規律フェアプレー委員会に関わる対応(活動報告、上申)
広 報 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・本会の広報対応 ・協会広報委員会に係わる対応
事 業 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・協会事業委員会に係る対応 ・協会事業委員会の依頼事項に係わる要員派遣等の対応

各 種 運 営 委 員 会

名 称	本会の事業等に係る業務分掌
リーグ運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・リーグ実施に係わる取りまとめ ・リーグ戦の視察及び指導・助言 ・試合結果の取りまとめ、記録の作成及び報告 ・リーグ編成業務 ・リーグ運営方法の整備 ・リーグ運営要綱の改定 ・リーグ諸問題の対応、処理 ・関東社会人大会に係わる諸対応 ・全国社会人大会に係わる諸対応
県知事杯大会 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営要綱の策定 ・大会運営に係わる諸手続き対応 ・大会運営に係わる対応 ・大会記録の作成及び報告 ・大会運営諸問題の処理
全国クラブチーム 選手権大会 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営要綱の策定 ・大会運営に係わる諸手続き業務 ・大会運営に係わる対応 ・大会記録の作成及び報告 ・大会運営諸問題の処理
マスターズ 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営要綱の策定 ・大会運営に係わる諸手続き対応 ・大会運営に係わる対応 ・大会記録の作成及び報告 ・大会運営諸問題の処理
学生運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県所属学生（大学）チームに係る諸対応 ・関東大学連盟及び北関東大学連盟に係る対応
自治体運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県所属自治体チームに係る諸対応 ・自治体主催大会に係る助成